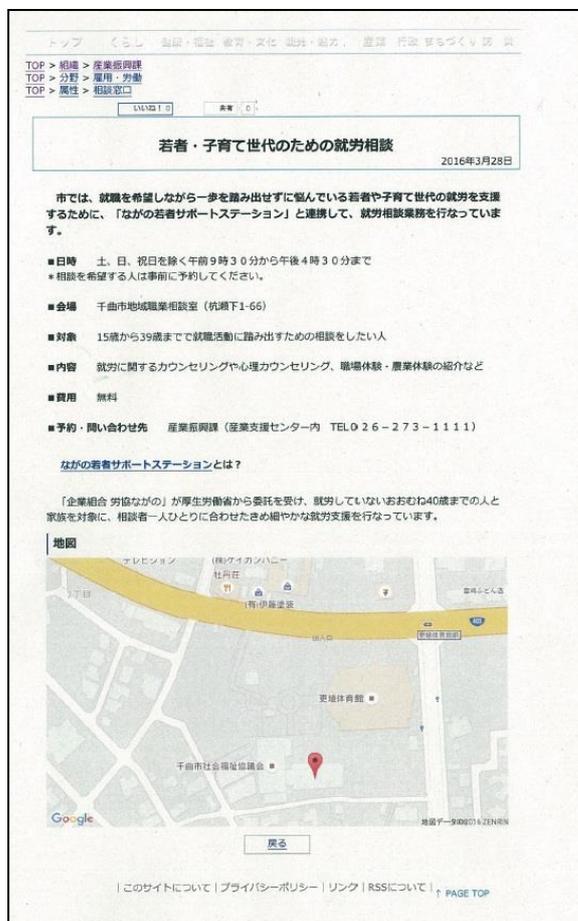


### 3 産業の振興と就労の推進

就労の推進については、勤労が権利として私たち一人ひとりに保障されている憲法の精神と生活の向上や社会参画の機会確保といった面から考えると、誰もが就労の機会を得られる状況が必要です。

しかし、障がいのある人や女性、高齢者、外国人などその就労機会が十分でなかったり、労働条件に差があるなど、人権が擁護されていない状況があります。

市では、ハローワークなどの関係機関と協力し、市の広報やホームページなどで就労・雇用に関する情報の提供、就労相談や就労サポート事業により支援に努めました。



#### ▲市のホームページの広報